

政策協定書

2009 年 5 月 24 日執行のさいたま市長選挙において、民主党・無所属の会さいたま市議団と清水勇人候補予定者は、下記の事項について合意したので、政策協定書を締結する。

記

一、市政に臨む 7 つの基本政策

- (1) 「地方政府」の確立を目指し、分権と自治を推進する。
- (2) 情報公開を徹底し、透明性ある市政運営と、行財政改革に努める。
- (3) 市民融和を図り、個性と一体感あるまちづくりを推進する。
- (4) 市民・事業者・行政との協働による都市経営を実践する。
- (5) 少子・高齢社会に即応した教育・福祉・医療政策の充実を図る。
- (6) 環境先進都市をめざし、災害に強いまちづくりを推進する。
- (7) スポーツと文化の振興を図る。

二、市政に対する 21 の具体的政策

- (1) さいたま市の憲法となる自治基本条例を制定する。
- (2) 市長直属の行政改革推進体制の整備を図り、選択と集中の観点から、事業・補助金などの見直しを行う。
- (3) 入札改革を推進する。
- (4) 市民に身近な区役所の構築に向け、区行政の予算・権限拡充を図る。
- (5) 政策立案において、市民の知恵や民間の創意工夫を積極的に取り入れるとともに、有識者などの提言を積極的に生かす市政運営に努める。
- (6) 寄付による投票条例の制定と市民活動支援策の充実を図る。
- (7) 子どもたちの豊かな学びと健やかな育ちを支援する人員の増員と施設整備を行う。
- (8) 高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らすことのできる環境整備に努める。
- (9) 市民の生命と健康を守る医療体制の整備促進を図る。
- (10) 市民の健康増進のため、生涯スポーツの推進を図る。
- (11) 生活困窮者の自立支援を積極的に進め、部局横断的な総合支援政策を行う。
- (12) 男女共同参画・ノーマライゼーション・多文化共生など人権尊重の社会基盤を整備する。
- (13) 雇用の安定と創出、産業活性化に向け、企業誘致の推進や中小企業や起業家支援、地域商店街活性化対策を行う。
- (14) 活力ある都市創造に向けて、(仮称) クリエイティブシティ構想の推進を行う。
- (15) 賑わい創出に向けて、海外も含めた観光客誘致の積極的な取り組みを行う。

- (16) 見沼田んぼ、荒川などの自然環境・歴史的遺産を活用し、次世代に継承するまちづくりを行う。
- (17) 市民の集える公園整備を積極的に進めるとともに、貴重な緑の保全と創造に努める。
- (18) 良好な住環境を守るために、「高度地区」による高さ規制を導入する。
- (19) 都市計画道路の更なる見直しと幹線道路の整備充実を図り、＜脱車社会＞に向けた公共交通ネットワークの確立を目指す。
- (20) 市庁舎問題については、地域対立を超えた視点から、そのあり方を検討する。
- (21) 平和都市宣言を生かし、平和市長会議等への加盟を行う。

三、政策実現に向けた協議

二元代表制の趣旨を尊重しつつ、この協定書に基づく政策の実現を図るために、民主党・無所属の会さいたま市議団と清水勇人予定候補者は、必要に応じ協議または懇談を行う。

2009 年 4 月 8 日